

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
X-265	R 7 年度業務効率化に係る技術支援業務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自: 契約締結日 至: 令和9年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和8年3月26日(木) (11:15)

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E 2 棟3階入札室

5. 参加資格
- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
 - (7) 上記（3）の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和8年3月6日（金）12:00 までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項 目	基 準	数 値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	1～2人	3
	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。
2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省

令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項

11. その他

(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。

(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。

(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。

(4) 入札に関する条件 仕様書4.3 a)1)～4)に定める本業務の実施体制並びに仕様書4.5.1a)～c)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること

（提出期限：令和8年 3月 10日（火） 14:00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）

(5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 3月 24日（火）までに、下記担当者必着分を有効とする。

(6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。

受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス : naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名 : 「件名:○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル : 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 電話 03-3268-3111 内線20826

適合条件

1 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- (1) 過去5年以内に1件当たり80万SDR規模の情報システムの設計・開発の契約実績を有すること。
- (2) 契約の相手方は、過去5年以内に防衛省が調達する情報システムの工程管理、設計、開発、保守、又は調査研究の契約実績を有すること。

2 提出書類

1の条件を満たすことが客観的に示されているもの(形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示したうえで綴るものとし、虚偽のないものとする。)

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の17時15分までとする。また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

虚偽がないこととする。

3 提出部数

1部

4 提出期限

3月10日(火) 14:00

調達要求番号：

仕様書			
件名	R7年度業務効率化に係る技術支援業務	仕様書番号	
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和8年2月7日
		作成部署	整備計画局建設制度官

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛省整備計画局建設制度官が主導して当官及び地方防衛局で使用する業務効率化のための技術支援業務について規定する。

1.2 用語の定義

- a) 情報システム：社会一般における電子計算機を用いたシステムの他、省OAシステム、防衛省内クローズ系クラウドを含む防衛省の部内系システム等をいう。
- b) 省OAシステム：共通サーバ、業務サーバ、省OAシステムネットワーク、端末等から構成された防衛省の業務計システムとして業務に使用する情報システムをいう。
- c) ライセンス：業者等が開発又は保有するソフトウェア
- d) システム：業者等が開発又は保有するソフトウェア
- e) ライブラリ：建設制度官独自の表現をまとめたデータで、システムに後付けで機能性能を向上させるもの
- f) 内訳数量書：設計図面に基づき、工事に必要な数量（面積、体積、数量など）を拾い出して記載した書類。
- g) 数量計算書：内訳数量書に記載されている数量の算出根拠を記載した書類。
- h) 積算価格内訳明細書：工事費用を構成する各項目（材料費、労務費、機械費など）について、詳細な金額や数量を積み上げて記載した書類。

1.3 引用文書等

引用文書等は次による。

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書が定める事項がこの仕様書と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書を優先する。

a) 規格

J I S X 0 0 0 1 情報処理用語－基本用語

b) 仕様書等

D S P Z 9 0 0 8 品質管理等共通仕様書

c) 設計書等

検討資料（業務のデジタル化に関する調査研究（報告書））

d) 法令等

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）

民生品等の活用のためのガイドラインについて(通達) (防管装第 3278 号(18. 3. 31))

情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について(通知) (防運情第 9249 号(19. 9. 20))

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達) (防装庁(事) 第 137 号(4. 3. 31)以下「情報セキュリティ通達」という。)

情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について(通達) (防装庁(事) 第 3 号(31. 1. 9))

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について(通達) (装プ武第 188 号(31. 1. 9))

I T利用装備品等及びI T利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について(通知) (装管調第 807 号(3. 1. 21))

I T利用装備品等及びI T利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応に関する事務処理要領について(通知) (装管調第 808 号(令和 3 年 1 月 21 日))

情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について(通知) 別冊(注意) (運情第 9249 号(19. 9. 20))

著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)

e) その他

デジタル・ガバメント実行計画(2020 年(令和 2 年)12 月 25 日 閣議決定)

デジタル・ガバメント推進方針(平成 29 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン(2023 年(令和 5 年)3 月 31 日 デジタル庁)

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック(2023 年(令和 5 年)3 月 31 日 デジタル庁)

政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針(2021 年(令和 3 年) 9 月 10 日 デジタル社会推進会議幹事会決定)

1. 3. 2 関連文書

防衛省の情報保証に関する訓令(平成 19 年防衛省訓令第 160 号)

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電算機情報の取扱いについて(通達) (防防調第 4608 号 19. 4. 27)

2 本役務に対する要求

2. 1 本役務の背景及び目的

- (1) 本役務は「業務のデジタル化に関する調査研究」において調査研究された内容を実装するものである。実装においては, 調査研究で検出した課題(特に以下の 3 点)に留意した対応を検討すること。
 - 1) 処理結果の精度向上
 - (ア) 業務のデジタル化で構築したシステムの処理結果について, 精度向上を実現するための効果的な方式を検討する。
 - 2) 庁内セキュリティ基準への適合
 - (ア) 庁内セキュリティ基準に適合するための技術的制約(UI/UX, 入出力形式, 利用者, 権限管理, 監査要件等)への対応方法の確立する。
 - 3) ガバメントクラウド(AWS)を前提とした業務オペレーション

- (ア) 本業務では官側が所有するガバメントクラウド（AWS）上のシステムを利用することを前提とした業務オペレーションを検討する。
- (2) 本業務は、以下の機能性能を満たす業務効率化のための技術支援業務システム（以下、「システム」という。）の運用に必要な付随機能を設計・作成し、成果報告書としてとりまとめること。
- 1) 文書の自動審査
 - (ア) 官側が作成した文書について、審査基準に準じた審査を指示する
 - (イ) 文書の審査を実施し、違反箇所と審査根拠を示す
 - 2) 関連基準及び法令等に係る情報検索
 - (ア) 関連する基準、訓令、通達、法令等の情報を検索する
 - (イ) 官側に検索結果を出力する
 - 3) 公示案件に関する質疑の自動分類
 - (ア) 事業者から寄せられた質疑に対し、仕訳ルールに従って、回答担当者の分類を行う
 - 4) 工事・業務仕様書の作成に必要な情報の取得
 - (ア) 官側が情報抽出（技術要件、契約条件・法令適合）を指示する
 - (イ) 図面や訓令等から必要な文字情報を取得し出力する
 - 5) 内訳数量書と数量計算書の突合
 - (ア) 官側が内訳数量書と数量計算書の突合を指示する
 - (イ) 数量と数量根拠が一致しなかったものを出力する
 - 6) 工事情報の一元管理
 - (ア) 管理台帳
 - ① 監督官が工事情報を管理する台帳に入力する
 - ② 管理台帳に入力された情報を使用し、監督官の使用する資料を作成する
 - (イ) 設計変更理由の抽出
 - ① 官側が打合せ簿から設計変更理由の取得するよう指示する
 - ② 設計変更理由書のひな型に合わせて結果を出力する
 - 7) 概算工事費算出のための内訳の一覧作成及び物価変動予測の反映
 - (ア) 内訳の一覧作成
 - ① 積算価格内訳明細書並びにこれに付随する別添資料の一覧化を指示する
 - ② 官側が指定するフォーマットに合わせて情報を出力する
 - (イ) 物価変動予測の反映
 - ① 物価変動の予測値を指定した概算工事費に掛け合わせて出力する
- (3) 作成したシステムの使用マニュアルを作成すること。
- (4) 作成したシステムの運用ルールを定めること。
- (5) システム運用後に得たフィードバックを分析し、必要な改善を行うこと。

2. 2 プロジェクト体制

本業務契約におけるプロジェクト体制を表1に示す。

2. 6 品質管理

- (1) 提出期限までの間, 調査資料や成果物について, 適宜, 品質管理すること。
- (2) 品質管理にかかる責任体制を明確にし, それに従った品質管理をすること。
- (3) 1~2 週間に 1 回のペースで進捗等について官側とミーティングを実施すること。

3 役務に関する要求

3. 1 一般的要求事項

- a) 契約の相手方は, 本役務の履行に当たり, この仕様書の各要素を満足させなければならない。
- b) 契約の相手方は, 本役務の履行に係る官側との連絡調整及び契約の相手方が行う業務全般を統括する者を定め, 官側に通知するものとする。
- c) 契約の相手方は, 本役務の履行に当たり, 第三者を従事させる必要がある場合には, あらかじめ, 当該第三者の事業者名等を届け出た上で, 官側の承認を得るものとし, 当該者に契約の相手方と同様の保全の約定をさせること。
- d) 契約の相手方は, 契約締結後, **装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)** に示す保護すべき情報を取扱う業務を実施するまでに, 防衛省から調達における情報セキュリティ基準の適合を取得すること(取得までの期限の目安はおおむね 2~3 ヶ月とする)。
- e) 本役務に係る成果物及び類似の派生物(企画等の構想も含む。)における一切の著作権及び所有権は, 官側に帰属するものとする。
- f) 契約の相手方は, 貸与された資料等がある場合, その取扱いなどに関し, 官側の指定する条件を遵守し, 業務の完了後直ちに返却するものとする。
- g) 契約の相手方は, 会社で利用するパソコン等については, ウイルス対策ソフトのウイルス定義体を最新に維持したものをを使用することとし, ファイル交換ソフト(インターネットを通じてファイルを不特定多数と共有することを目的としたソフトウェア等)をインストールしていないこと。さらに, 役員等が個人で所有しているパソコン等を使用してはならない。第三者を従事させる場合も同様とする。なお, 会社で利用するパソコン等には, 本役務に利用するパソコン等, 及び本役務の実施に利用しないパソコン等の双方を含む。
- h) パソコン等へ保存する業務関係書類のデータについては, その内容について, あらかじめシステム管理者の了解を得るものとする。なお, 業務関係書類とは, 契約の相手方が本役務に基づき作成する全ての書類とする。
- i) 契約の相手方は, 官側から情報提供の依頼を受けた場合, 内容等について官側と調整し, 承認を得たうえで, 速やかに情報提供を行うこと。
- j) ガバメントクラウド環境へのアクセスに際しては, 2 要素認証 (MFA) を必須とし, 受託者にて必要な認証手段 (ハードウェアトークン等) を準備・設定すること。MFA の構成および運用方法については, GCAS ガイドおよび各 CSP の利用概要に準拠すること。

3. 2 役務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

3. 3 内局と地方防衛局との導入方針

現行業務において, 防衛省の施設整備工事等の発注業務は「内局」と「地方防衛局」で実施している。本業務の目的は, 基準等の検索に係る時間の短縮及び資料作成等の業務効率化を図り事

務作業を大幅に削減することである。

3. 3. 1 導入部署

導入対象部署は建設 CALS（防衛施設建設情報管理システム）に準ずる。

- ・内局：整備計画局施設計画課施設政策室, 施設整備課, 建設制度官, 提供施設計画官
- ・地方防衛局：各地方防衛局調達部, 総務部契約課（帯広防衛支局, 熊本防衛支局, 名護事務所を含む）

3. 3. 2 導入方針

a) 運用要件

- ・配布・導入
 - ・本システムは, 部内系システムである建設 CALS（防衛施設建設情報管理システム）において利用できる形で提供されること。

b) 機能要件

- ・資料格納
 - ・基準等の資料を格納する作業は管理者のみが実施できること。

3. 3. 3 更新

更新の方式は, スプリント（2～4 週）で軽量アジャイルとする。利用者（内局・地方防衛局）からのフィードバックを継続収集し, 指示文章等を段階的に改善すること。

ただし, 開発工数や当初のスコープ範囲から改善が必要な際には, 官側と協議の上頻度を変更すること。

本システムの導入にあたりこれまでの検討を経て, 導入方針を以下のとおり定める。

3. 4 役務実施計画書, 作業スケジュールの作成

3. 4. 1 役務実施計画書の作成

契約の相手方は, 本役務の背景及び目的に基づき, 本件を実施するために必要な作業を洗い出した上で, 契約後速やかに役務実施計画書を策定し, 官側と協議の上, 提出すること。

3. 4. 2 作業スケジュールの作成

契約の相手方は, 本役務の作業進捗状況を定量的に把握できるよう, 全体スケジュールを基に詳細化した作業スケジュールを策定すること。

3. 5 プロジェクト管理

契約の相手方は 1.3.1 項のデジタル・ガバメント推進標準ガイドライン第 3 篇第 7 章に基づき, 以下を役務実施計画書の一部として定め, 官側の承認を得た上で, 各プロジェクト管理を実施すること。

契約の相手方は, 役務のプロジェクト管理を行い, 毎週又は隔週, 書面にて進捗状況, 課題・リスク等を官側又は官側が指定する者に報告すること。

- ・文書管理
- ・進捗管理

- ・課題管理
- ・品質管理
- ・変更管理
- ・構成管理
- ・リスク管理
- ・会議体管理
- ・情報セキュリティ対策

上記とは別に、契約の相手方は、役務の進捗状況を月2回メールで官側に報告すること。報告書はワードでA4用紙1枚を原則とする。

3. 5. 1 プロジェクト管理に関する留意事項

- a) 契約の相手方は、官側に対し、必要な情報を引継ぐために、2.3に示す全体スケジュールを基準として以下の事項を含む引継ぎ等作業を行うこと。なお、引継ぎにあたり以下の事項に留意すること。

契約の相手方は、“検討資料（業務のデジタル化に関する調査研究（報告書））”を基に、官側に対し行う引継ぎに必要な“管理者向け運用マニュアル”及び“操作マニュアル”を作成すること。

- ・ 契約の相手方は、作成した“管理者向け運用マニュアル”及び“操作マニュアル”を基に、官側（地方防衛局11局を含む）に対して操作説明会を実施すること。なお、操作説明は1局分を1回として操作説明会の実施を想定すること。
- ・ 契約の相手方は、本システムの稼働後、役務期間内において官側からの発生した障害に係る情報提供等支援の依頼を受けた場合には対応すること。

- b) 官側は、令和9年度以降の本システム保守業務について外部委託を行う予定である。契約の相手方は、当該外部委託先の事業者に対して、官側が実施する本システム保守業務の引継ぎを支援すること。
- c) 契約の相手方は、本システムの設計・開発等において、業務要件定義書、機能要件定義書及び非機能要件定義書（以下「要件定義書」という。）に反映すべき事項が発生した場合には、官側に情報共有を行うこと。
- d) 契約の相手方は、下記事項が明らかになった場合には、4.1で定める提出書類への反映要否を判断し、官側に確認すること。なお、各文書への反映内容、スケジュールに関して提案すること。
- 1) 本システム稼働後支援業務の中で発生した変更事項
 - 2) 他、当役務において検知された変更事項
- e) 第三者による保守性を向上させるため、作成文書は、既に省内に展開・利用されているMS Office、PDFのドキュメント作成ソフトウェアを用いること。
- f) 文書の作成前に作成方針、内容について官側に確認すること。

3. 6 システムに求める要件

設計・開発の実施に当たっては、3.7に示す各要件を満たすこと。

3. 7 システムの設計・開発等

3. 7. 1 システム設計に関する基本事項

- a) 契約の相手方は、3.4.1項の**役務実施計画書**に基づき、システムにおける要件からシステム設計を行うこと。システム設計においては、**システム設計書**を作成し、契約の相手方が作成する役務実施計画書の品質管理に関する要領に基づいた分析・評価を行い、官側に報告すること。
- b) 契約の相手方は、地方防衛局への導入にあたり必要な情報について、2.3全体スケジュールに示す工程を基準として適切な時期に官側へ提供すること。
- c) 契約の相手方は、システム設計書の作成において、要件定義書に反映すべき事項が発生した場合には、官側と情報共有を行うこと。
- d) システムの変更要望が発生した場合、システムへの影響を分析した上で、変更については、契約の相手方が作成する役務実施計画書の変更管理の実施要領に従うこと。

3. 7. 2 システム設計等

- a) システムの機能は、一貫し利用する業務担当者にとって利用しやすいユーザビリティと適切な情報アクセシビリティを兼ね備えたものとする。また、業務の効率的な遂行の観点から、誤操作の防止に配慮すること。
- b) システム設計の品質、効率性及び保守性を向上させるために、設計標準及び開発標準(コーディング規約等を含む。)を定義し、活用すること。

3. 7. 3 システム作成

- a) 「システム設計書」に基づきシステムを作成すること。
- b) システムの開発に関する進捗・品質管理等については、3.4.1項で作成した役務実施計画書の進捗・品質管理等に関する要領に従うこと。

3. 7. 4 運用テスト

- a) 契約の相手方は、3.7.3項で作成したシステムについてテストを行い、機能を検証すること。
- b) テストを行うため、テストケース、使用するテストデータパターンの内容等を含むテスト仕様書を実施前に作成し、官側に報告すること。
- c) データパターン数については、過不足が発生しないよう、適切なテスト件数を設定すること。
- d) 各テスト終了時に、実施内容、品質評価結果及び次工程への申し送り事項等について、官側に報告すること。

3. 8 システム稼働後支援

3. 8. 1 システム稼働後支援計画の策定

- a) 契約の相手方は、システム稼働後支援作業について、**デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン第3編第9章1項**を参考に、以下の内容を役務実施計画書に含めること。
 - 1) 作業概要
 - 2) 作業体制に関する事項
 - 3) スケジュールに関する事項
 - 4) 成果物に関する事項
 - 5) 支援形態、支援環境等

6) その他(上記事項のほか、運用を行う上での前提条件、時間、予算、品質等の制約条件等)

3. 8. 2 定常時対応

- a) システム稼働後支援作業は、原則として官側の定時内(平日・所定勤務時間内)とすること。
- b) 契約の相手方は、建設制度官付の要請に応じて問い合わせ対応を行うこと。(個別の利用者からの問い合わせは建設制度官付で取りまとめる。)
- c) 契約の相手方は、「役務実施計画書」に基づき、月次で「運用保守作業報告書」を取りまとめること。

3. 8. 3 システムの軽微な改修、エラーデータ調査

契約の相手方は、システム稼働後支援作業として、エラーデータの調査、システムの不具合が疑われる場合の調査とシステムの修正を行うこと。また、システムの軽微な仕様変更への対応を含む改修を必要に応じて実施すること。

3. 8. 4 帳票の改定対応

契約の相手方は、公告資料等に係る制度改正、様式変更その他の理由により帳票の改定が必要となった場合、これに対応すること。大規模な改定については建設制度官付と協議の上対応方針を決定すること。

3. 9 リスク管理枠組み(RMF)に関する官側の支援

契約の相手方は、官側がリスク管理枠組み(リスクマネジメントフレームワーク。以下「RMF」という。)におけるセキュリティ管理策(令和5年7月3日情報保証統括責任者)への対応が必要な場合は、技術的助言を行うなどにより官側を支援すること。

4 その他の指示

4. 1 提出書類及び納品物

契約の相手方は、提出書類について、指定された提出時期に指定された数量を官側に提出しなければならない。なお、電子媒体については、契約の相手方が用意するCD-R又はDVD-Rにまとめ、追記不可の処置を講ずるものとする。

4. 2 契約の相手方の要件等

- a) 過去5年以内に80万SDR規模の情報システムの設計・開発の契約実績を有すること。
- b) 契約の相手方は、過去5年以内に防衛省が調達する情報システムの工程管理、設計、開発、保守、又は調査研究の契約実績を有すること。
- c) 契約の相手方は、「業務のデジタル化に関する調査研究」の報告書の内容を十分理解した上でシステム開発等を実施すること。
- d) 作業実施の細部については、官側と調整し実施すること。
- e) 契約の相手方は、契約後速やかに従事者名簿を提出し、官側の承認を得るものとする。

4. 3 本役務の実施体制

- a) 契約の相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には事前

に官側と協議するものとする。

- 1) 日本国籍を有していること。
 - 2) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
 - 3) 上記2)の業務従事者が履行に必要もしくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学(母語及び外国語能力)、文化的背景(国籍等)、業績等を有すること。
 - 4) 上記2)の業務従事者がほかの手持ち業務等との関係において、履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
- b) 本役務の実施に当たり、契約の相手方(下請負者、再委託先等を含む。)は、システムについて、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク(未発見の意図せざる脆弱性を除く。)が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官側の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

4. 4 業務従事者の交代

契約の相手方は、官側が技術レベル、資質、態度等が業務の円滑な実施に支障があると認めた業務従事者について、ほかの業務従事者への交代を行うこと。

4. 5 情報の保全

4. 5. 1 契約の履行体制

契約の相手方は、この役務の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを防衛省の許可なく行ってはならない。

また、本契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制。
- b) 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取扱わせないことを保障する履行体制。
- c) 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対し指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して又は漏えいされないことを保障する履行体制。
- d) 契約相手方は、**情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）**別添「情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応」を実施すること。

4. 5. 2 その他

保護すべき情報の詳細は、次のとおり。

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
1	防衛省の規則類	(1) 情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について(通知)(運情第 9249 号。19.9.20)別冊「注意」	○ 開発・試験・移行段階においても保護すべき情報が類推される場合は保護の対象とする。 ○ 官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。
2	システム情報	(1) 構成図 ア システム構成図	

4. 6 再委託

再委託は、次による。

- a) 契約の相手方は、本役務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 契約の相手方は、本役務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、再委託先の事業者名、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法(以下「再委託先名等」という。)について記載した文書を提出し、防衛省の承認を受けなければならない。
- c) 契約の相手方は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先名等を明らかにした上で、防衛省の承認を受けなければならない。
- d) 契約の相手方は、上項 **b)** または **c)** により再委託を行う場合には、契約の相手方が防衛省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し **6.7** 項に掲げる事項について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取しなければならない。
- e) 上項 **b)** または **c)** に基づき再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て契約の相手方の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、契約の相手方の責に帰すべき事由とみなして契約の相手方が責任を負うものとする。
- f) 契約の相手方は、本役務の契約の履行に当たり、第三者を従事させる必要がある場合は、情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき必要な手続きを実施する。

4. 7 知的財産権

知的財産権は、次による。

- a) 契約の相手方は、本契約の履行に際して、第三者の有する知的財産権を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。
- b) 契約の相手方が、前号に定める必要な措置を講じなかったことにより、官側が損害を受けた場合には、一切の責任を契約の相手方が負うものとする。
- c) 官側及び契約の相手方は、知的財産権の権利の帰属等に関し、疑義が生じた場合には、その都度協議して解決するものとする。

4. 8 著作権

著作権は、次による。

- a) 契約の相手方は、本業務の提出書類に関し、著作権法第27条及び第28条を含む著作権の全てを防衛省に無償で譲渡するものとする。
- b) 契約の相手方は、防衛省が承認した場合を除き、本役務の提出書類に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- c) 上項 a) 及び b) にかかわらず、本役務の提出書類に契約の相手方又は第三者が既に著作権を保有しているものを含む場合は、契約の相手方が既に著作権を保有しているものの著作権についてのみ、契約の相手方又は第三者に帰属する。
- d) 本役務の提出書類に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、契約の相手方が当該著作物の使用に必要な費用の負担、使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。
- e) 上項 c) 及び d) において、契約中又は契約終了後5年間は、防衛省は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲で、翻案、翻訳、複製及び貸与することができるものとする。
- f) 本役務の提出書類等に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら防衛省の責めに帰す場合を除き、契約の相手方の責任と負担において一切を処理すること。この場合において、防衛省は当該紛争の事実を知ったときは、契約の相手方に必要な範囲で訴訟上の対応を契約の相手方に委ねるなどの協力措置を求めるものとする。
- g) 官側は、契約の相手方から、a)により官が譲渡を受けた著作権の利用の許諾を求められた場合には、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、必要な事項は協議して定めるものとする。
- h) g)にかかわらず、契約の相手方は、防衛省の使用に供する目的で、a)により官が譲渡を受けた著作権に係る著作物を複製し、翻訳し又は翻案することができる。

4. 9 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律の遵守

本調達物品等が、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月3日閣議決定)」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改訂があった場合には、これに従うものとする。

4. 10 仕様書に関する疑義

仕様書に関する疑義が生じた場合には、速やかに官側と協議するものとする。